

UBC情報



発行：2026年9月1日

No. 315

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

9月分からの社会保険料は、算定基礎届により決定された新しい標準報酬月額が適用されます。給与計算の際には、注意しましょう。

トピックス

8月から見直される「高額療養費制度」

高額療養費制度は、医療機関等に支払った同一月の医療費が一定の上限額を超えた場合に、超えた額が払い戻される制度ですが、令和8年8月から上限額の引上げや年単位の上限額の新設などが行われます。

◆月額負担上限額の見直し

高額療養費制度における上限額は年齢や所得に応じて定められています。例えば、70歳未満で年収約370万円～770万円の場合は現行、

【80,100円+（総医療費－267,000円）×1%】が上限額となり、総医療費（診察費用の総額）が100万円の場合でも自己負担額は約8.7万円です。

また、直近12ヵ月の間に上限額を超えた月が3回以上ある場合は、4回目以降の上限額を引下げる「多数回該当」という措置もあります。

令和8年8月から上限額の引上げが行われ、例えば、上記の所得区分の場合は、

【85,800円+（総医療費－286,000円）×1%】が上限額となります。ただし、多数回該当の金額は据え置かれます。

◆年単位での負担上限額を新設

月単位の上限額とは別に、年単位（8月～翌7月）の上限額も新設されます（所得区分に応じて18万円～168万円）。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がり年間上限に達した後の医療費は還付を受けることができ、多数回該当に該当しなかった方などの負担が軽減される可能性があります。

なお、高額療養費の支給を受けるには原則、申請が必要ですが、マイナ保険証を利用している場合などは申請不要です。また、確定申告で医療費控除の適用を受ける場合、高額療養費などの医療費を補填する金額は対象の医療費から差し引いて計算します。



令和8年度の最低賃金額の引上げ目安は

毎年改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が提示する引上げ額の「目安」を参考にしつつ、各都道府県の地方最低賃金審議会において審議を行い、改定額が決定されます。

中央審議会が取りまとめた令和8年度の引上げ額の目安は、経済実態に応じて都道府県をABCの3ランク（A：6都府県、B：28道府県、C：13県）に分けて提示しており、Aは54円、Bは56円、Cは56円の引上げとしました。

今後行われる各地方審議会において改定額を決定しますが、目安どおりに引上げが行われた場合、最低賃金の全国加重平均は時給1176円（引上げ額55円）となり、引上げ率は4.9%となります。

ふるさと納税の受入額は約1.3兆円に

ふるさと納税は、対象の自治体に寄附を行った場合、2千円を超える金額が一定の上限（収入や家族構成などで異なる）まで所得税と住民税から控除される制度です（ワンストップ特例を利用した場合は所得税控除分を含めた全額を住民税から控除）。

◆受入額・受入件数ともに過去最高を更新

総務省によると、令和7年度のふるさと納税の受入額は約1兆3314億円（前年度比4.6%増）、受入件数は約5963万件（同1.4%増）となりました。

都道府県別の受入額（都道府県分と市区町村分の合計）では、32都道府県で前年度より増加し、最も多いのは北海道（1887億7千万円）でした。また、市区町村別の上位3団体は、大阪府泉佐野市（230億4千万円）、北海道白糠町（223億3千万円）、宮崎県都城市（216億5千万円）です。

なお、受入額の97.2%（1兆2947億円）がポータルサイトを經由した受入れとなっています（令和7年10月から寄附額に応じたポイント付与は禁止）。

◆1151万人が住民税の控除を適用

令和7年中に行ったふるさと納税に係る住民税控除の適用状況について、令和8年度分の住民税から控除を受けた方は約1151万人（前年度比6.5%増）で、その控除額は約9524億円（同9.0%増）となっています。また、控除適用者のうち約614万人がワンストップ特例制度を利用しています。

なお、ふるさと納税により、居住する自治体から住民税が流出する形となりますが、都道府県別で控除額が最も多いは東京都の2350億6千万円（適用者数211万5千人）、市区町村別では神奈川県横浜市の373億3千万円（同49万6千人）です。

パート・有期雇用労働者に関するルール変更

パート・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正され、本年10月から施行されます。

これにより、雇入れ時の労働条件明示事項に「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求められることができる」旨の明示が追加されます。

待遇差について説明の求めがあった場合は「資料を活用し口頭で説明」又は「説明すべき事項を全て記載した資料を交付する等」のいずれかの方法により説明する必要があります。

また、正社員との間でどのような待遇差が不合理なのかを示したガイドラインに、退職手当、病気休職、夏季冬季休暇などの記載が追加されます。

i De Coの加入年齢や拠出限度額の引上げ

i De Co（個人型確定拠出年金）は加入者が掛金を拠出して運用を行う私的年金制度で、令和8年12月から加入可能年齢や拠出限度額の引上げが行われます。

◆拠出時・運用時・受給時に税制の優遇措置

現行のi De Coは、基本的に20歳以上65歳未満の国民年金被保険者で、老齢基礎年金やi De Coの老齢給付金を受給していない方が加入でき、加入区分によって異なる掛金の拠出限度額の範囲内で取扱金融機関が提示する運用商品を選択し運用します。

運用した資産は原則として60歳まで引き出すことはできませんが、①掛金は全額所得控除の対象、②運用益は非課税で再投資、③受給時に年金として受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」の対象、といった税制の優遇措置が受けられます。

◆令和8年12月から施行される改正は

改正により令和8年12月から次の見直しを行います。

◎加入可能年齢の引上げ……60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方（年齢到達や退職等により国民年金の資格喪失）であっても、①i De Co加入者、②i De Co運用指図者（掛金を拠出せず運用のみ実施）、③企業年金からi De Coに資産を移換する者のいずれかに該当する場合はi De Coの加入・継続拠出ができます（老齢基礎年金を受給している方などは除く）。なお、令和11年11月末までは①～③に該当しない方でも加入可能です。

◎拠出限度額（月額）の引上げ……第1号加入者（自営業者等）は国民年金基金と合わせて7.5万円、第2号加入者（会社員等）は6.2万円（企業年金がある場合は合計で6.2万円）などに上げられます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 315

発行：2026年
9月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

会計

資金収支計算書各論

その他の活動による収支、当期資金収支差額、当期末支払資金残高等



①その他の活動による収入とは

その他の活動による収入とは、事業活動による収入及び施設整備等による収入に属さない収入をいいます。例えば、長期運営資金の借入、積立資産の取崩し、などが挙げられます。会計基準の別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）に勘定科目が定められています。（一部抜粋）

大区分	中区分	説明
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	-	長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう
長期運営資金借入金収入	-	長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう
役員等長期借入金収入	-	役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入	退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう
	長期預り金積立資産取崩収入	長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう
	〇〇積立資産取崩収入	積立資産の取崩しによる収入をいう 積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する
拠点区分間繰入金収入	-	同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう
サービス区分間繰入金収入	-	同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう
その他の活動による収入	退職共済預り金収入	退職共済事業の共済契約者からの掛金受け入れによる収入をいう
	退職共済事業管理資産取崩収入	退職共済事業管理資産の取崩しによる収入をいう
	〇〇収入	その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう 収入の内容を示す名称を付した科目で記載する

②その他の活動による支出とは

その他の活動による支出とは、事業活動による支出及び施設整備等による支出に属さない支出をいいます。例えば、長期運営資金の貸付け、積立資産の積立て、などが挙げられます。基準 別表第一 資金収支計算書勘定科目（第十八条関係）に勘定科目が定められています。（一部抜粋）

大区分	中区分	説明
長期運営資金借入金元金償還支出	-	長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう（1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む）
役員等長期借入金元金償還支出	-	役員（評議員を含む）からの長期借入金の返済額をいう
長期貸付金支出	-	長期に貸付けた資金の支出をいう 例：奨学金
積立資産支出	退職給付引当資産支出	退職給付引当資産への積立による支出をいう
	長期預り金積立資産支出	長期預り金積立資産への積立による支出をいう
	〇〇積立資産支出	積立資産への積立による支出をいう なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する
拠点区分間繰入金支出	-	同一拠点区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう
サービス区分間繰入金支出	-	同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう
その他の活動による支出	退職共済預り金返還支出	退職共済事業の掛金の返還による支出をいう（預託先から直接返還する場合も含む）
	退職共済事業管理資産支出	退職共済事業管理資産として法人外部へ預託した場合の支出をいう
	〇〇支出	その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう 支出の内容を示す名称を付した科目で記載する

③その他の活動資金収支差額とは

その他の活動資金収支差額とは、事業活動による収支及び施設整備等による収支に属さない収入から事業活動による収支及び施設整備等による収支に属さない支出を控除した額をいいます。

④当期資金収支差額とは

当期資金収支差額とは、事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額をいいます。

⑤前期末支払資金残高とは

前期末支払資金残高とは、前会計年度の資金収支計算書における決算欄で計上された当期末支払資金残高をいいます。

法人単位資金収支計算書における「決算」欄の前期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「前年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致します。

⑥当期末支払資金残高とは

当期末支払資金残高とは、当期資金収支差額に前期末支払資金残高を加算した額をいいます。

法人単位資金収支計算書における「決算」欄の当期末支払資金残高は、法人単位貸借対照表の「当年度末」欄で算出される支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）と一致します。

（総合福祉研究会）

保育

処遇改善加算に関するFAQ（～よくある質問より～）



令和7年度より「処遇改善加算」が一本化されています。実績報告では、加算額が賃金改善等に充当されているかの確認が行われます。こども家庭庁のFAQでは「よくある質問」が公表されています。

事項1	事項2	問	答
区分2・3	要件	「基準年度における職員の支払賃金の総額」の定義において、「加算当年度に在籍し、基準年度に在籍していない職員がいる場合は、加算当年度と同水準の賃金が基準年度に支払われていたものと仮定して計算する」となっています。逆に、基準年度に在籍し、加算当年度に在籍していない職員はどのように取り扱うのでしょうか。	加算当年度に在籍していない職員については、「賃金改善明細（職員別表）」には、原則として記載しないでください。記載をしないことで、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないことを確認する際の対象としない取扱いとしています。
区分2・3	要件	時給や日給で雇用している職員の場合、時給や日給を増額していても、勤務時間や勤務日数が基準年度より減ることがあり、結果として年間の支払賃金が下がることがあります。このことが要因で、「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないことの要件を満たさなくなることも考えられますが、このような場合はどのように取り扱えばよいのでしょうか。	時給や日給のように、勤務時間や勤務日数により支払賃金に変動する者については、基準年度の賃金について、その勤務時間や勤務日数を加算年度と同じものとして計算を行い、計上して差し支えないものとします。 (イメージ) 加算当年度：支払賃金(実際の額)：167.4万円(時給1,550×1,080時間) 基準年度：支払賃金(実際の額)：216.0万円(時給1,500×1,440時間) 基準年度：支払賃金(調整後)：162.0万円(時給1,500×1,080時間) なお、こうした調整をしなくても、「①加算当年度の加算による処遇改善等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回らない場合は、こうした調整をしなくても差し支えありません。
区分3	配分方法	区分3は、全額を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善する必要がありますが、法定福利費等の事業主負担増加額が少ないことにより、加算（見込）額を下回る場合に生じた差額は、どのように支払えばよいのでしょうか。	当該差額は、施設職員の賃金改善に確実に充てる必要がありますが、対象者・改善額・改善方法については、施設の事情に応じて自由に行っていただくことが可能です。例えば、副主任保育士として発令を行っていない職員に配分することや一時金によって支払うこと、翌年度の賃金改善に充てることも可能です。なお、この場合、基本給・決まって毎月支払われる手当に加えて一時金を支払うことで、結果として月額が4万円を上回る配分となることも差し支えありません。ただし、その場合には法定福利費等による差額調整であることが分かるように改善計画書・実績報告書等に記載してください。